

# 令和2年度の65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料段階、各段階の金額が決定しました

介護保険料は、介護保険サービス等の提供に必要な費用の一部をみなさんにご負担いただくものです。高齢化が進む中、介護サービスの充実や施設の整備等、諏訪圏域の実状に合わせて見直しが行われます。



**令和2年度は、消費税率改定による軽減措置として、住民税非課税世帯（第1～第3段階の方）の介護保険料額を変更します。第4～第14段階の方の保険料額は、令和元年度と変わりません。**

令和2年度の保険料は7月に確定となりますので、7月中旬に諏訪広域連合から届く通知にてご確認ください。

## 〔令和2年度の介護保険料〕

住民税		前年の合計所得金額※1など	保険料段階 (保険料率)	令和2年度 保険料年額	〔参考〕 令和元年度 保険料年額		
本人	世帯						
■ 非課税	■ 非課税	老齢福祉年金受給者または生活保護受給者	第1段階 (基準額×0.30)	19,260円	22,470円		
		■ ■ 80万円以下の方					
		■ ■ 80万円を超えて120万円以下の方					
		■ ■ 120万円を超える方	第2段階 (基準額×0.50)	32,100円	36,910円		
		■ □ 80万円以下の方	第3段階 (基準額×0.65)	41,730円	43,330円		
	□ 課税	□ 課税	前年の合計所得金額	■ □ 80万円を超える方	第4段階 (基準額×0.90)	57,780円	同左
				■ □ 80万円を超える方	第5段階 (基準額)	64,200円	同左
				□ □ 80万円未満の方	第6段階 (基準額×1.05)	67,410円	同左
				□ □ 80万円以上125万円未満の方	第7段階 (基準額×1.10)	70,620円	同左
				□ □ 125万円以上200万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	86,670円	同左
□ □ 200万円以上300万円未満の方				第9段階 (基準額×1.60)	102,720円	同左	
□ □ 300万円以上400万円未満の方				第10段階 (基準額×1.70)	109,140円	同左	
□ □ 400万円以上600万円未満の方				第11段階 (基準額×1.90)	121,980円	同左	
□ □ 600万円以上1,000万円未満の方				第12段階 (基準額×2.05)	131,610円	同左	
□ □ 1,000万円以上1,500万円未満の方	第13段階 (基準額×2.20)	141,240円	同左				
□ □ 1,500万円以上の方	第14段階 (基準額×2.35)	150,870円	同左				

※1 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 介護保険係 電話27-1111（内線124・125）